



ユアサ メンブレンシステム  
グリーン調達基準書

第1版

制定：2015年10月1日

株式会社 ユアサ メンブレンシステム

## 目次

I	ユアサ メンブレンシステム環境基本方針	2
II	グリーン調達基準について	3
II-1	目的	
II-2	適用範囲	
II-3	要件	
	(1) 環境マネジメントシステム (EMS) の構築	
	① ISO14001・KES・自己宣言および同等の認定取得 の取り組みのお願い	
	②環境認証取得および自己宣言に関する調査	
	(2) 要件に対するYMSの考え方	
III	グリーン調達推進活動について	3
III-1	CO <sub>2</sub> 排出量の把握および削減の取り組み	
III-2	取引先環境調査の実施	
III-3	YMS指定化学物質の規制順守	
III-4	環境二者監査の実施	
IV	添付資料	4

## I. 株式会社 ユアサ メンブレンシステム環境基本方針

### ★基本理念

株式会社 ユアサ メンブレンシステム（以下、YMSという。）は、地球環境保全を経営の最重要課題の一つとして取り組み、膜技術を応用した水の浄化、リサイクルなどの開発・製造・販売を通じて、持続可能な社会の実現に貢献します。

### ★行動指針

1. 事業活動、製品が、環境に与える影響を評価し、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減と再資源化を通じた環境負荷の低減、汚染の予防に努め、これらの継続的な改善を行います。
2. 製品の開発・設計段階から製造、使用、廃棄の各段階にいたるライフサイクルを通じた環境負荷の低減を目指して、環境保全に配慮した製品の開発・設計を推進します。
3. 資材調達・物流などすべての取引先様を含むサプライチェーン全体の環境負荷低減に取り組みます。
4. ISO14001規格に準拠した環境管理体制を構築し、GSユアサグループ各事業所の環境方針、環境目的、目標に基づき環境管理活動を推進します。
5. 環境に関連する法、条例、協定等の規制及びYMSが同意するその他の要求事項を順守することはもとより、必要に応じて自主管理基準を策定して環境保全に努めます。
6. 環境監査及び経営層による見直しを確実に実施し、環境マネジメントシステムの維持、継続的改善を図ります。
7. 教育・訓練等により、YMS全従業員の環境への意識をより高め、環境保全活動を通じて、社会に貢献します。
8. この環境基本方針を含め、環境に関連する情報を開示し、利害関係者をはじめとする社会との良好なコミュニケーションに努めます。

制定：2016年9月1日

株式会社 ユアサ メンブレンシステム

代表取締役社長 小倉 祥司

## Ⅱ. グリーン調達基準について

### Ⅱ-1 目的

本グリーン調達基準書は、YMSが掲げる基本理念を順守する為に制定されたものがあります。環境管理体制が構築され維持されていますお取引様から環境に配慮した資材を優先的に購入することにより、サプライチェーン全体での環境負荷低減に取り組むことを目的としております。

### Ⅱ-2 適用範囲

- ・ YMSの協力会社と直接的に取引関係にあるお取引先様およびその納品物。
- ・ この基準が適用される協力会社 ユアサ化成（株）  
（有）松村製作所

### Ⅱ-3 要件

#### （1）環境マネジメントシステム（EMS）の構築

①環境管理活動を有効に実施して頂くために、次の4つのいずれかに該当する取組をお願いします。

- ・ ISO14001の認証取得
- ・ ISO14001要求事項適合の自己宣言
- ・ KES（環境マネジメントシステム・スタンダード）の認証取得
- ・ 上記と同等の環境マネジメントシステムの認証取得（エコアクション、エコステージ等）

②YMSは、前項①の方針により、認証取得および自己宣言に対するお取引先様の取組状況を調査させていただきます。

- ・ 認証取得状況調査表・計画書の提出（別紙1、2）
- ・ 実施時期：1回／年を目途（YMSより連絡いたします）
- ・ 認証取得および自己宣言状況をYMSに報告願います。

#### （2）要件に関するYMSの考え方

YMSでは、上記の要請事項に対して積極的かつ継続的に取り組まれるお取引先様より、優先的に取引を行います。

## Ⅲ グリーン調達推進活動について

### Ⅲ-1 CO<sub>2</sub>排出量の把握および削減の取組み

#### ①CO<sub>2</sub>排出調査票の提出

地球温暖化対策に関して下記②③の規制対象に該当しないお客様には、「ジーエス・ユアサグループ購買先様CO<sub>2</sub>排出量算出支援ガイドライン」を参照頂き、自主的なCO<sub>2</sub>排出量の把握、および削減の取組みをお願いします。

- ・ CO<sub>2</sub>排出量調査票の提出
- ・ 実施時期：適宜

②「地球温暖化対策の推進に関する法律」が適用されるお取引先様については、順守を

お願いします。(計画書と定期報告書の提出義務など)

③都道府県の温暖化対策条例が、適応されるお取引先様については、順守をお願いします。(計画書と定期報告書の提出義務など)

### Ⅲ-2 取引先環境調査の実施

当社への納入比率が51%以上のお取引先様について「取引先環境調査表」(別紙5)によって「環境実態調査」を実施します。ただし、Ⅱ-3(1)①に挙げた認証が既に取得されているお取引先様については調査を省略します。

- ・「取引先環境調査表」(別紙5)の提出
- ・実施時期：1回/年

### Ⅲ-3 YMS指定化学物質の規制順守

- ・納入材料(製品)に含まれる化学物質調査

YMSは、「YMS化学物質管理ガイドライン」に基づき、化学物質の把握と環境に配慮した製品を製造しています。つきましては化学物質の管理を具体的に行うために、購入品に含まれる化学物質の調査を実施してまいります。

- 1) 調査については、添付の(別紙3、4)により実施させていただきます。
- 2) 実施時期：適宜

### Ⅲ-4 環境二者監査の実施

既に外部認証取得または自己宣言されているお取引先様につきましては、環境管理活動の有効性と成果を確認させて頂くために、お取引先様と弊社との二者で環境監査を行わせて頂き、その結果は、お取引先様およびYMSのEMSがともに向上するように役立てる考えです。

- ・環境監査の監査内容については、添付の(別紙2)をご参照願います。
- ・実施時期：適宜

## Ⅳ 添付資料

グリーン調達推進活動に関連する書式・資料は、すべてYMSのホームページに掲載いたします。

書式は必要に応じて適宜修正されますので、必ず最新版をダウンロードしてご利用願います。

(別紙1) ISO14001またはKES等認証取得状況調査表

(別紙2) 環境監査の審査内容および結果報告書

(別紙3) 製品含有化学物質調査表

(別紙4) 禁止物質(ランクS)の不使用・不含有証明書、制限物質(ランクA)の禁止・代替時期報告書

(別紙5) 取引先環境調査表

改訂履歴表

版数	年月日	来歴
1	2015.10.1	制定
2		
3		
4		